

2. 指紋押捺制度の合憲性～最判平 7.12.15 【百選】

【論述例】

第1 Xの主張

1 Xは、外国人登録の申請をした際に、外国人登録原票、登録証明書及び指紋原紙に指紋の押なつをしなかったため、外国人登録法（昭和 57 年改正前）18 条1項8号に該当するとして起訴されている。

しかし、同号の定める指紋押なつ制度（以下「本件制度」という。）は、Xの「幸福追求に対する国民の権利」（13 条後段。以下「幸福追求権」という。）を侵害するものであって、「この憲法…の条規に反する法律」として「その効力を有しない」（98 条1項）。よって、「被告事件が罪とならない」から、Xは「無罪」（刑事訴訟法 336 条）である。以下、詳述する。

2 まず、本件制度は、外国人登録申請に際して、外国人に対して指紋の押なつを罰則をもつて強制するものである。したがって、本件制度は、外国人であるXのみだりに指紋押なつを強制されない自由（以下「本件自由」という。）を制約するものである。

3 また、本件自由については、直接これを保障する明文規定はないものの、憲法は個人の人格的生存に不可欠な権利を保障しているから、そのような利益であれば、幸福追求権の一環として、13 条後段により保障されると解すべきである。具体的には、国民の私生活上の自由が13 条後段により保障されていると解する。

そして、指紋は、性質上万人不同性、終生不变性をもつて、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。このような意味で、指紋の押なつ制度は、国民の私生活上の自由と密接な関連をもつといえるから、本件自由は、幸福追求権の一環として、13 条後段により保障される。

4 ここで、上記のとおり、幸福追求権は、人格的生存に不可欠な利益である。また、上記のとおり、指紋は、性質上万人不同性、終生不变性をもつて、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーを侵害する危険があるため、本件自由は、個人の私生活上の自由の中でも特に重要なものであるといえる。さらに、本件制度は、刑事罰によって指紋の押なつを強制するものであるため、制約の程度も重大である。

そこで、その合憲性は厳格に解すべきである。具体的には、①立法目的が必要不可欠であり、②手段が必要最小限度であることを要すると解すべきである。

5 これを本件についてみると、本件制度は、外国人登録法1条の「本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外

国人の公正な管理に資する」という目的を達成するため制定されたものである。しかし、外国人の不正登録等が横行していた等、指紋押なつを強制しなければかかる目的を達成できないとの立法事実はない。したがって、かかる目的が必要不可欠であるとはいえない。

また、指紋ではなく、写真や署名を用いて本人確認を行うことによって、かかる目的を達成することも可能である。したがって、手段が必要最小限度ともいえない。

よって、本件制度は、Xの幸福追求権を侵害するものであって、「この憲法…の条規に反する法律」として「その効力を有しない」。

6 以上より、「被告事件が罪とならない」から、Xは「無罪」である。

第2 檢察官の反論

1 Xは外国人であるため、本件自由は憲法上保障されない。

2 仮に本件自由が保障されるとしても、指紋は個人の内心に関する情報ではないため、本件自由は重要なものとはいえない。また、押なつ義務が3年に1度で、押なつ対象指紋も一指のみであり、その強制も罰則による間接強制にとどまるものであって、制約の程度は小さい。

そこで、①立法目的が合理的であり、②手段が著しく不合理であることが明白とまではいえない場合であれば、本件制度が本件自由を侵害することにはならないと解すべきである。

3 これを本件についてみると、本件制度は、外国人登録法1条の「本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資する」という目的を達成するため制定されたものであり、その立法目的は合理的である。また、本人確認の手段として、性質上万人不同性、終生不变性を有する指紋を用いることが著しく不合理であることが明白とまではいえない。

よって、本件制度は、幸福追求権を侵害するものではないから、有効である。

4 そして、Xは、外国人登録の申請をした際に、外国人登録原票、登録証明書及び指紋原紙に指紋の押なつをしなかったため、外国人登録法18条1項8号に該当することに争いはない。

以上より、「犯罪の証明があつた」(刑事訴訟法333条1項)と認められるから、Xは有罪である。

第3 私見

1 まず、Xの本件自由が、憲法上保障されるかが問題となる。

(1) 人権には前国家的性格を有するものもあるし、憲法は国際協調主義（前文第3段、98条2項）を探っているから、外国人であるというだけで、直ちに憲法上の権利の保障が及ばないとすることはできない。しかし、ひとくちに人権といつてもその内容は様々である。

そこで、基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶと解すべきである。

(2) これを本件についてみると、本件自由は、我が国の政治的・意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動ではないから、権利の性質上日本国民のみを対象としているとはいえない。したがって、Xの本件自由は、憲法上保障される。

2 次に、本件制度が本件自由を侵害するか否かをどのように考えるべきかが問題となる。

確かに、指紋は、指先の紋様であり、それ自体では個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、性質上万人不同性、終生不变性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。その意味で、本件自由は、個人の私生活上の自由の中でも特に重要なものであるといえる。

他方、上記のとおり、押なつ義務が3年に1度で、押なつ対象指紋も一指のみであり、その強制も罰則による間接強制にとどまるものであって、制約の程度は小さい。

そこで、①立法目的に十分な合理性・必要性があり、かつ、②手段も、一般的に許容される限度を超えない相当なものである場合には、本件制度が本件自由を侵害することにはならないと解すべきである。

3 これを本件についてみると、本件制度は、外国人登録法1条の「本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資する」という目的を達成するため、戸籍制度のない外国人の人物特定につき最も確実な制度として制定されたもので、その立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定できる。

また、性質上万人不同性、終生不变性をもつ指紋は、戸籍制度のない外国人の本人確認について最も確実な手段であり、立法目的との関連性が認められる。さらに、上記のとおり、押なつ義務が3年に1度で、押なつ対象指紋も一指のみであり、その強制も罰則による間接強制にとどまるものであって、精神的、肉体的に過度の苦痛を伴うとまではいえず、方法としても、一般的に許容される限度を超えない相当なものであった。

よって、本件制度は、幸福追求権を侵害するものではないから、有効である。

4 そして、Xは、外国人登録の申請をした際に、外国人登録原票、登録証明書及び指紋原紙に指紋の押なつをしなかったため、外国人登録法（昭和57年改正前）18条1項8号に該当することに争いはない。

以上より、「犯罪の証明があつた」（刑事訴訟法333条1項）と認められるから、Xは有罪である。

注）指紋押なつ制度は平成11年に廃止され、本人確認の方法としてはこれに代わって写真と署名が用いられている。また外国人登録法自体も平成24年に廃止され、外国人の登録と身元確認は外国人住民登録制度（平成24年施行）によることとなっている。